

## 第1 総則

### 4. 対象となる個人情報の種類

この指針は、民間企業等において、その全部又は一部がコンピュータ等の自動的手段により処理されている個人情報及び手作業により処理されている個人情報であって、組織的に保有するファイリングシステムの全部又は一部をなすものを対象とする。

この指針が対象とする個人情報の範囲については、コンピュータ等の自動的手段により処理された個人情報に加えて、手作業により処理された個人情報についても一定の範囲内のものを含めるものとする。

個人情報の保護を図るに当たっては、コンピュータ等の自動的手段により処理される場合には、その処理の迅速性、大量性等から個人情報が漏洩し、個人の権利が侵害されるおそれが著しく高まること等にかんがみ、昭和63年に制定された「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律」等の例においては、もっぱらコンピュータ等の自動的手段により処理された個人情報を対象としている。

しかしながら、この指針においては、手作業により処理された個人情報であっても、本来、保護の必要性においては自動的手段により処理されたものと違いはなく、また、今日においては、情報通信技術の発達の下、手作業処理による個人情報であっても容易に自動的手段による処理形式に転換され得ることを踏まえ、手作業により処理される個人情報であっても一定のものについては保護の対象とすることが適当と考え、手作業により処理される個人情報のうち、「企業等が組織的に保有するファイリングシステムの全部又は一部を構成するもの」については保護の対象とすることとした。

なお、1998年10月末から発効している「個人データの処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令」（いわゆるEUの個人情報保護指令）においても、自動的手段により処理される情報に加えてファイリング等により検索可能な情報を対象としている。

「組織的に保有」とは、企業等が組織として収集、保管等の処理を行っているものを対象とするということであり、個人の住所録や私的メモなど個人が自己のために個人情報を処理している場合は対象としない。

なお、「ファイリングシステム」とは、個人情報の集合体であって、個人名、個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人に関する情報が検索可能な形で記録、保存されているものをいう。